三　社団法人日本調理師会（昭和四十二年十一月八日に社団法人日本調理師会という名称で設立された法人をいう。）が実施した調理技術検定の一級若しくは二級に合格した者又は社団法人全日本司厨士協会（昭和三十四年六月二十六日に社団法人全日本司厨士協会という名称で設立された法人をいう。）が実施した技能検定の一級に合格した者で、平成五年三月三十一日までの間に厚生労働省人材開発統括官が定める講習を修了したもの

四　三十歳以上の者で、調理師法第三条第一項の調理師の免許を有し、かつ、調理に関し、実務を経験した年数が十年以上のもののうち、省令第四条に規定する者が行う講習であつて厚生労働省人材開発統括官が定めるものを修了したもの

（社内検定認定規程の一部改正）

第六条　社内検定認定規程（昭和五十九年労働省告示第八十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
第十一条　この規定に定めるもののほか、社内検定の認定に関し必要な事項は、厚生労働省人材開発統括官が定めるものとする。	**第十一条**　この規定に定めるもののほか、社内検定の認定に関し必要な事項は、厚生労働省職業能力開発局長が定めるものとする。

（職業訓練指導員試験の受験資格の一部改正）

第七条　職業訓練指導員試験の受験資格（昭和六十三年労働省告示第三十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
職業能力開発促進法施行規則（以下「規則」という。）第四十五条の二第三項第三号に掲げる者は、職業訓練指導員として現に準則訓練を担当している者であつて、職業訓練指導員試験に係る免許職種に関し、次の各号に掲げる基準に相当するものと厚生労働省人材開発統括官が認める研修を修了した者とする。 一～三　（略）	職業能力開発促進法施行規則（以下「規則」という。）第四十五条の二第三項第三号に掲げる者は、職業訓練指導員として現に準則訓練を担当している者であつて、職業訓練指導員試験に係る免許職種に関し、次の各号に掲げる基準に相当するものと職業能力開発局長が認める研修を修了した者とする。 一～三　（略）

（職業能力開発促進法施行規則第四十八条の三第六号の規定に基づく職業訓練指導員免許を受けることができる者と同等以上の能力を有すると認められる者の一部改正）

第八条　職業能力開発促進法施行規則第四十八条の三第六号の規定に基づく職業訓練指導員免許を受けることができる者と同等以上の能力を有すると認められる者（平成五年労働省告示第六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
職業能力開発促進法施行規則第四十八条の三第六号の厚生労働大臣が定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。 一・二　（略） 三　前二号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認められる者として厚生労働省人材開発統括官が定める者	職業能力開発促進法施行規則第四十八条の三第六号の厚生労働大臣が定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。 一・二　（略） 三　前二号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認められる者として厚生労働省職業能力開発局長が定める者

（職業紹介事業者、労働者の募集を行う者、募集受託者、労働者供給事業者等が均等待遇、労働条件等の明示、求職者等の個人情報の取扱い、職業紹介事業者の責務、募集内容の的確な表示等に関して適切に対処するための指針の一部改正）

第九条　職業紹介事業者、労働者の募集を行う者、募集受託者、労働者供給事業者等が均等待遇、労働条件等の明示、求職者等の個人情報の取扱い、職業紹介事業者の責務、募集内容の的確な表示等に関して適切に対処するための指針（平成十一年労働省告示第百四十一号）の一部を次のように改める。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。